

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	令和8年4月10日 ( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	坂出市 (37203)
地域名 (地域内農業集落名)	川津地区 (鑄物師屋、峠、東山、円造寺、山田、昭和、中原、中塚、弘光、元結木、西原、西又、折居、春日、六反地、蓮尺、下川津、井手ノ上)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	177.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	2.6 ha
② 田の面積	155.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	22.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	7.0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化しており、引き続き法人が借り受け、農地保全に取り組むべきである。</li> <li>・水系が複雑である。</li> <li>・438号線から東側の農地は1筆あたりの圃場面積が小さく、進入路等も狭いことから、大型機械が入りづらい農地がある。</li> <li>・用途区域やその周辺の地域では宅地化が進み、農業に対する理解が難しい。</li> <li>・徐々に担い手への集積は進んできているが、圃場が分散しており集団化(集約化)には至っておらず、作業効率の向上にはつながっていない。</li> <li>・大半の農地が農用地に指定されていないことから、売却・転用される可能性が高く、優良農地の減少が懸念されている。</li> <li>・宅地が多く、野菜作りの歴史も浅いことから営農が難しい。</li> <li>・取水が難しく、野菜作りにおいて春から夏の作付が困難である。</li> <li>・進入路のない農地が多い。</li> <li>・水利が不明なところがある。</li> <li>・特に稲作農家の後継者育成が進んでおらず、水田営農の計画が立っていない。</li> <li>・地区において、規模拡大意向のある担い手が少ないため、地区外の担い手への農地集積・集約を進める必要がある。</li> </ul>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して規模拡大の意向がある中心経営体に集積する。</li> <li>・現耕作者による営農が困難となった場合にも、農地機構の機能を活用し、新たな受け手の確保に努める。</li> <li>・圃場整備を進めるよう努める。</li> <li>・主な作物:米麦、露地野菜</li> </ul>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地を将来にわたり維持し活用できるよう、営農が困難となった農地については、認定農業者や集落内で比較的経営規模の大きい農業者を中心に、農地の維持・管理を行っていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27.0	%	将来の目標とする集積率
			30.4 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・地域内の農地は、(公財)香川県農地機構を活用し、担い手への集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、認定農業者や新規就農者等の担い手へ集積を進めるとともに、集団化(集約化)について検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地の集積、集団化(集約化)については、(公財)香川県農地機構の活用を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
・基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・認定農業者、新規就農者および規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域の状況を勘案し、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

・イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、有害鳥獣捕獲者にわなや檻の設置を依頼し被害を防ぐ。  
 ・山間部で農業上の利用が困難である農地については、粗放的な利用等を検討する。  
 ・果樹の優良品種への改植等を行う際に省力化等が可能となる園地整備を進め、担い手への集積を促す。

